

## 開 会

事務局 大変長らくお待たせをいたしました。時間を過ぎましたので、始めさせていただきますと存じます。

本日は、先生方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の第6回都市計画部会を開催させていただきます。

本日御出席いただいております委員及び臨時委員の方は、何名かの委員の方はおくれて来られるという御連絡もございますが、26名中、現時点で10名ということでございますので、社会資本整備審議会令に定めます定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、まず初めに、恐縮でございますが、資料の確認をさせていただきますと存じます。

お手元に資料の一覧表がございますけれども、これに沿いまして、資料1が委員の名簿、資料2が「諮問事項及び諮問の趣旨」、資料3が何ページかをとじたものになってございますが、「『次世代参加型まちづくり』に向けて とりまとめ」。資料4が1から6までございますが、資料4-1はA3縦長の一枚紙。資料4-2が、クリップどめをしております大部なものでございますが、答申案でございます。資料4-3が「都市再生ビジョンに係る審議経過」、資料4-4が「都市再生ビジョンに係る委員等提出の主な意見」、資料4-5が「都市再生ビジョンに係るこれまでの審議のポイント」、資料4-6が「都市再生ビジョン関連参考資料」、そして資料5が前回の議事録となっております。

その下に、本日御出席の予定だったのでございますが、急用のために急遽御欠席されることになりました岩沙委員から御提出いただきました資料がございます。これもあわせてお配り申し上げます。

以上の資料を御確認いただきまして、過不足等ございましたら、お申し出をいただければと存じます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今後の御発言でございますけれども、まことに恐縮でございますが、御発言いただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにいただきまして、御発言終了の後、必ずスイッチをオフにいただきましてようお願いを申し上げます。

それでは、部会長、よろしくお願ひ申し上げます。

部会長 本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

## 議 事

### (1) 次世代参加型まちづくり方策小委員会のとりまとめについて

部会長 平成13年7月5日に、国土交通大臣より社会資本整備審議会長に対して、「国

際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか。」として包括的な諮問をいただきました。

その中には四つ諮問事項がございますが、この諮問事項のうち、次世代参加型まちづくりの方策につきましては、次世代参加型まちづくり方策小委員会を当部会に設置し、御議論をいただいたところでございます。このたび小委員会の検討結果がまとまったようでございますので、委員長より御報告をお願いいたします。

委員長 それでは、最初に小委員会のまとめ役を務めさせていただきました私から、取りまとめの枠組みについて御報告させていただきます。その後、事務局から内容の報告をいたします。

社会資本整備審議会の諮問に基づきまして小委員会が設置され、お手元資料3の3ページにありますように、4月より審議を開始し、つい先日でございますが、12月1日まで、8回にわたって精力的に審議を行いました。

小委員会では、今後参加型まちづくりが地域に根づき、魅力的なまちづくりが全国各地域で自律的、継続的に展開されるよう、考え方の整理と具体的な方策について審議させていただきました。社会資本整備審議会において、このようなテーマにもっばら焦点を当てて審議を行うというのは初めてと言ってもよいということで、本小委員会の審議は、ある意味で参加型まちづくりの定着に向けての第一歩であると考えております。

一方、小委員会の審議の中で委員より、全国的に見た場合、次世代を議論するにしても、必ずしもこれまでの参加型まちづくりが定着するに至っていない状況があり、まず、参加型まちづくりのより一層の定着を図る必要があること、その上で、次世代参加型まちづくりを次のステップとして刻むための基本的な考え方と方策についての方向性を示すことが必要であるとの指摘がございました。そのことを反映いたしまして、「『次世代参加型まちづくり』に向けて」という表題で取りまとめがなされ、まとめの内容自体もそういう形でまとめられてございます。

また、小委員会の議論の対象についても議論がございまして、身近なまちづくりを中心として議論することとし、広域的なテーマについても視野に入れるというスタンスで議論させていただきました。

さらに、まちづくりの局面としては、これも多段階にございますが、まちづくりの出発点とも言うべき構想や計画策定等のまちのルールづくり段階での参加の充実について中心的に論議をしたところでございます。

私からの報告は以上の枠組みの報告でございます。まとめの詳細については、事務局から報告させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

部会長 それでは、次世代参加型まちづくり方策小委員会の事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 小委員会事務局を代表いたしまして、まちづくり推進課長でございます。説明させていただきます。

資料3を一つめくっていただきますと目次がございます。まず、全体の構成を見ていただきますと、「はじめに」、それから1.で「『次世代参加型まちづくり』の捉え方」、2.で「参加型まちづくりの現状と課題」、3.で「参加型まちづくりの成熟に向けての基本

的思考方」、4. で実効性向上のための方策ということにしております。最後に「おわりに」という構成になってございます。

1 ページめくっていただきまして、「はじめに」というところでございますけれども、ここの部分は、ただいま委員長から御説明いただいたような、この小委員会での議論の位置づけでございますとか、小委員会でどういうまちづくりなり参加なりを議論の対象にしたかというようなことを取りまとめております。

1 点、1 ページの一番下の段落、「なお、『まちづくり』は」というところで、法定の都市計画に加えて、生活空間の質の向上に必要なハード、ソフトの取り組みについても「まちづくり」という中に含めて議論の対象としたということだけつけ加えさせていただきたいと存じます。

2 ページ、3 ページは飛ばしまして、4 ページで「『次世代参加型まちづくり』の捉え方」。

参加型まちづくりが今どういう現状にあって、「次世代参加型まちづくり」というのは一体どういうことを意味しているのかということを中心に御議論いただいたわけでございますけれども、これもただいま委員長からお話があったようなことでこちらにはまとめさせていただいております。能動的、積極的な取り組みが展開されている地域も見られるけれども、全国的に見ると、まだ定着するというには至っておらないので、「……参加型まちづくりの動き」の下から、この段落の一番下のところに書いてございますが、まずは参加型まちづくりのより一層の定着と展開、さらに次のステップということで次世代参加型まちづくりの枠組みを考えていこうというまとめにしております。

5 ページでございますが、そのような次世代参加型まちづくりの基本要素としてどういうふうを考えていけばよろしいのかということで、ぽつが三つございます。さまざまな場面で多様な主体の参加が可能となるよう「機会の窓」が開放され、保障されていること、「『提案する側』と『提案される側』が固定化されていないなど、主体間の相互関係の多様性が確保されていること」、「参加する主体は社会的責任が相互に確認されていること」、ということで基本要素をまとめていただいております。下の図にございますように、これまでの国、県、市町村による行政が主役の縦型 - 左でございますけれども - のまちづくりから脱皮して、右の絵にかいてございますような横型のまちづくりを実現するということを目指して議論していこうということになってございます。

6 ページでございますけれども、「2. 参加型まちづくりの現状と課題」ということで、ここにつきましては、まず(1)で、NPO法人の認証の状況でございます。まちづくりの推進を図る活動を目的としたNPO法人が多数できているという背景説明でございますけれども、その後、小委員会の委員の先生方からいろいろ先端的な取り組みを御発表いただきまして、それを参考に議論を進めていったということでございます。その先端的な取り組みを紹介させていただいております。

は、まちの将来構想等の策定に関するものということで、調布市、神戸市、横浜市等の事例。絵にかかせていただいております。次の7ページにつきましては、具体的な施設計画等に関するものとして、横浜市、新潟市、武蔵野市、東京都大田区の例等、御紹介がございましたので、それを報告の中に盛り込ませていただいているということでございます。8ページに、その絵がございます。

8ページの下、「自治体の対応」でございますけれども、自治体につきましても、住民等のまちづくり活動への参加という観点から、先端的な取り組みを行っているところが多数ございます。横浜市、神戸市、豊中市、川崎市等の例を御紹介いただきましたので、それを報告の中でも紹介させていただいております。

9ページでございます。現状についてどう評価するかということでございますけれども、現状につきましても手探りの状況ではないかというのが一つの評価でございます。参加型まちづくりの動きは見られるものの、行政の側も住民の側も不なれであるということでございます。

例えば行政側に関することにつきましては、窓口の未整備でございますとか、行政側でほとんど決定してしまっていて、住民の意見によって修正する余地のないケースもある。その3行ほど後に、住民側に関することについても、そもそも参加の意欲のある人が少ないケース等々あるので、そういう問題を解決していくことが必要であるということを確認しておる次第でございます。

10ページでございますけれども、評価の二つ目、地域によって状況がかなり違うのではないかという認識でございます。参加を取り巻く状況、熱意に差がある。地域資源、参加の必然性等状況に差がある。また、地方においては参加する住民が少ない場合があるというようなことでございます。

で、都市計画制度につきましても住民参加の道具立てがかなり充実してまいりました。ただ、平成12年とか、14年とか、最近できた制度も幾つかございますので、制度化されてからまだ十分時間が経過していないものにつきましても、特に「一層の普及・定着が図られ、参加型まちづくりの有効なツールとして活発に利用されることが期待される」というふうに評価をされております。

11ページ、3番目の大きなくくりで「参加型まちづくりの成熟に向けての基本的考え方」でございます。ここでは、参加型まちづくりの根本的な行動原則と言うべき基本的考え方、その共有が必要だということで、それをまとめていただいております。

一つは「(1)発想の転換と定着」でございます。これまでにありがちな行政が主な担い手であるという発想から、NPO、住民、企業等も担い手であるという発想への転換とその定着が必要であるということでございます。そういうことで参加型まちづくりが地域に根づくことがまず必要であるということでございます。

2番目に「透明性の確保」ございまして、多くの主体が公平に参加できるように機会が確保され、また、参加の守るべきルールがあらかじめ明確になっていることが必要であるということでございます。

3番目に「柔軟性の確保」ということで、ケースによりまして、だれが発意するか。住民、企業、行政等の役割は変化し得る。参加の枠組みを固定的に考えるのではなく、柔軟に考えていく必要があるということでございます。

12ページでございます。4番に「実現性の向上」ということで、皆さんで合意をして決定したことにしましては当事者として実現に向けての責任を分かち合う、こういう姿勢が必要であるということでございます。これによりまして、結果として参加型まちづくりの定着につながるのではないかとということでございます。

13ページに参りまして、ただいまの基本的考え方を踏まえまして、4番で「参加型まち

づくりの実効性向上のための方策」を取りまとめていただいております。環境整備方策、具体的な支援策の方向についてということでございます。

一つは「参加の裾野の拡大～参加の輪を広げていく～」というくくりをしておりますが、そのうちの一つ、「参加意識の向上」が必要であるということでございます。まちづくりの発意の段階から主体的、積極的に皆さんに参加してもらうことが地域社会の共同利益の実現につながって、ひいては次世代の住民のためになるという意識の定着が必要であるということでございます。このための手段といたしましては、生涯学習による意識啓発、まちづくり教育の充実、実践の場を用意すること等を指摘しております。

13ページ下のでございますが、「早期段階からの参加の充実」ということで、具体的な事業に先立ちます構想・計画策定段階、まちのルールづくりやビジョンづくり段階からの参加の充実が重要であるということでございます。

14ページに入らせていただきますが、真ん中の(2)で、二つ目の大きなくくりは「参加のノウハウの向上」。参加の仕方を豊かにしていくことが必要であるということでございます。

は「情報共有の徹底」でございます。

情報につきましてはいろいろ御意見がございまして、いろいろなことを書かせていただいておりますけれども、さまざまな主体による情報発信がなされることが必要だ。行政は特にまちづくりに関する制度的・技術的情報を積極的かつ継続的に発信する。複数の案を持つことでありますとか、住民生活への影響等について十分な時間的余裕を持って提示するとか、提案制度の前提になります情報の発信をきちっとやることが重要だということでございます。

情報発信の方法でございますが、広報、インターネット、ワークショップ、集会、難解な専門用語を極力わかりやすく説明するであるとか、模型、コンピューターグラフィックス等の活用、そういうことで情報が理解され共有されていくことを確保する必要があるということでございます。

15ページに参ります。「協議の実質化」ということで、形式的に参加の手続だけがあるということではなくて、関係者間のやりとりの実質性を向上させることが必要だということ等を指摘しております。

都市計画につきましても、法定の手続に加えまして、さまざまな工夫や措置を講じている自治体もあるわけございまして、そういう手続等を活用しながらやりとりを十分重ねる、やりとりや合意または合意されていない事項等、節目ごとに情報共有いたしまして次のステップに進んでいくというような工夫が必要なのではないかということが指摘されております。

16ページに参ります。「参加の技術の向上」でございまして、情報処理に関する技術、合意形成までたどり着くための技術、コミュニケーション技術、そういうまちづくりの実効性を高めるための参加の技術を磨いていく必要があるという指摘でございます。

4番目に「まちづくり現場でのノウハウの共有」ということで、ノウハウの蓄積を行う、それから全国各地域の取り組み事例の収集・整理・分析によりまして、体系的にまとめて情報提供していくことが必要であるとうことでございます。

三つ目の大きなくくりで「参加の資源の充実」ということで、参加しやすい環境を整え

ていくためにはどうするかということでございます。

「人材育成、専門家による支援」ということで、やはり人材の問題は非常に大きいということで、専門的な知識を持った人材を育てていく必要がある。そういう方が中立的な立場で複数の選択肢を示して、参加者の合意形成のための環境を整備するということが期待されるということでございます。

その下に書いてございますように、自治体でも一部まちづくり情報センターというようなものを設置して人材支援をしているところもございますが、国も全国的な視点から、そういう専門家活用支援のための仕組みを確立することが必要ではないか。また、その下の段落には、地域におけるまちづくりリーダーの育成が必要ではないかということをご指摘しております。

17ページ。急いで申しわけございません。でございますが、「まちづくりの核となる地域組織の育成・支援」ということで、個人として参加するということではなくて、組織が媒介するというのが現実的だということで、特に地域運営組織の形成が今後をにらんだ上で非常に重要になるのではないかと。総合的なマネジメントを行う体制、組織のあり方、位置づけ、既存組織との関係等々について検討・実施が必要ではないかということで、汐留地区の例が示されてございます。

18ページに参ります。「公共空間の利活用の促進」ということで、ストック有効活用、にぎわい確保等の観点から、地域運営組織やNPO等が公共空間を活動の場の一つとして活用することが有効であるということで、幾つか例を書かせていただいております。

4番に「パッケージで財政的な支援」。真ん中の段落に書いてございますように、まちづくりの課題解決のためにはハード、ソフトにまたがる多様な事業の展開が必要ということで、縦割りの発想ではなく、地域として必要な事業、活動を機動的にうまく組み合わせる。そのためにはパッケージとして一括助成を行う仕組み。これは自治体の取り組み、国の取り組みがあるだろうということでございます。

「行政の幅広い対応」ということで、行政につきましても、縦割りでいろいろな部局がそれぞれ関与するのではなくて、ワンストップ、連携・協力しながら対応する必要があるのではないかと。それから、市町村の役割は大きいわけですが、都道府県、国等のサポートも必要ではないかという指摘がされております。

以上が方策の基本的方向でございます。最後に19ページに「おわりに」ということで、この御報告の意義等をお書きいただいているわけですが、特に下から二つ目の段落で、8回の御審議の中で審議し尽くせなかった課題ということで提示されていることもございますので、そういうことをまとめさせていただいております。

民主的かつ合理的な意思決定の仕組みをどのように考えていけばいいのか、まちづくり活動のための財源はどのように幅広く確保していくのか、今後こういうことの検討の必要性があると指摘された事項でございます。こういうことを踏まえまして、ノウハウの蓄積、いろいろな調査・研究等を通じまして、関連制度のあり方も含めて検討を今後進めることが必要であるという御指摘をいただきまして、私ども事務局として、これを踏まえて鋭意努力してまいりたいと考えている次第でございます。

雑駁でございますけれども、以上でございます。

部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告、御説明につきまして御質問、御意見等ございましたら、どなたからでも結構でございますので、お願いいたします。

委員長、特につけ加えることがございましょうか。

委員長 この小委員会のレポートは、一字一句委員の御意見を引きながら修正したり加筆したりしてまいりましたので、ぜひ細かくお読みいただいて、考えているところをおくみ取りいただければという期待だけ述べさせていただきます。

A委員 私も、まちづくりのようなものを社会資本整備審議会として取り上げるということ自体、従来と比べると画期的なんじゃないかと思っております。

小委員会では委員から大変活発な御意見がさまざま出て、それを全部入れるというような形で、委員長は御苦労なさってまとめられたと思われまじけれども、場所によっては、まだほとんど実質的なまちづくり協議がなされていないところもあるという状況の中で、でも、やっているところもあるという紹介が十分されておりますので、まさに第1ステップとしての意義はあるのではないかと。感想でございますけれども。

B委員 小委員会でも申し上げたんですけれど、18ページをごらんいただいて、小委員会のお話を部会長以下にも聞いておいていただいた方がいいと思うんです。一つは、幅広い行政対応の中に含まれてくるとは思うんですけれども、お読みいただければわかりますように極めて異色のレポートになっておりまして、なかなかおもしろいんですね。おもしろいだけで終わってはもったいないという一つの手法で前回申し上げたのは、国みずからが地域の市町村段階にまで具体的な成果物としておろして、そこで議論の渦を巻き起こすような手法を裏づけてほしいということです。そこで「都道府県」が出てきたりしておりますけれども、都道府県に任せることなく、直接的に国の地方整備局とか、ここの「国等」の「等」の中には、その他の関係機関を私は具体的に書いてもいいと思っていたんです。そういうお話がほかの委員からも出ておりましたけれども、例えば財団であるとか公益法人というようなところも、さまざまな世間の批判に対して具体的な活動のいいチャンスでありますから、そういうものを総動員して、しかも、そういうことにお金をかけることが新しい社会資本のかみ砕きの場になってきているという時代的な期待感というんでしょうか。そういうものにこたえるには絶好なテキストなんですね。

今、小林先生と冗談に言いましたが、私は、小林カレッジを全国で開いていただきたいと。小委員会のいろいろな専門の先生方、委員の皆さんの具体的な事例をこの中で隠し持つのではなくて、現場で自治体の人、NPOの人、住民と議論する場のテキストとして使うためにも、全国10カ所ぐらいでカレッジを開けないかという願いをしてありますけれども、ぜひ部会長からも、その辺のところのサポートをお願いしたいと思います。

部会長 メンバーを拝見しましても多士済々で、お取りまとめは大変だったろうと思いますが（笑声）今御意見がありましたように、これを一つのテキストとして普遍的に広めるように、都市・地域整備局としても御尽力をお願いしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

局長どうぞ。

都市・地域整備局長 私どもも、まちづくりの専門家の派遣とか、育成とか、大学の先生方もそういうカレッジをつくられてやっておられますので、そういう一つの材料にぜひ活用させていただきたいと思っております。今、B先生がおっしゃったような10カ所でそ

ういうカレッジをやってみるというのも、非常におもしろい、やってみたい試みではないかと思っております。

部会長 よろしゅうございましょうか。

結論も出たようでございますので、御意見等はこの程度にさせていただきますして、ただいまの小委員会の報告を部会として了承することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、そのように決定させていただきます。

なお、次世代参加型まちづくり方策小委員会につきましては、最終報告を取りまとめたいただきましたので、本日をもちまして解散ということといたします。

小委員会の委員の方々におかれましては、御多忙中のところを御熱心に御議論を重ねられ、報告を取りまとめたいただきまして、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

## (2) 都市再生ビジョンについて

部会長 引き続きまして、次の議題に移ります。

本日は、都市再生ビジョンの審議の4回目でございます。前回は都市再生ビジョンの骨子につきまして御議論いただきました。本日は、事務局より都市再生ビジョンの取りまとめ案が用意されておりますので、御議論をお願いいたします。

それでは、事務局より資料の御説明をお願いいたします。

事務局 企画課長でございます。よろしくをお願いいたします。

都市再生ビジョンでございますが、資料4-1以降に関係する資料をおつけしております。

まず、資料4-1でございますが、前回の部会の際にも、骨子を出すのにあわせて、要約した一枚紙ということで御提出申し上げました。若干の加筆がございますので、後で本文と対比させながら御説明申し上げます。

次の資料が資料4-2でございます。

1ページ目は、「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方について」という一昨年の諮問を受けました答申案の前文を想定したものをつけさせていただいておりますが、省略して、次のページに移らせていただきます。

本部会の議を経た後答申案となるわけでございます。本日は、部会の取りまとめ案としてのビジョンの御説明を申し上げます。

次を開いていただきまして、1ページから36ページまでが、前回提出いたしました都市再生ビジョンの骨子に、その後委員の各先生に御意見をいただきまして、いただいた意見を踏まえて修正あるいは加筆などをいたしまして文章化したものでございます。

その次に、添付資料といたしまして、本年4月に取りまとめられました市街地整備、緑とオープンスペース、下水道及び本日取りまとめられました次世代参加型まちづくり、4点の小委員会報告をつけさせていただいております。

今回、都市再生ビジョンの答申に当たりまして添付資料をつけておるわけですが、これまでの審議経過を再度確認させていただきます。

次に、資料4 - 3をおあけくださいませ。

資料4 - 3には、一昨年7月5日付で大臣から社会資本整備審議会の会長に諮問を申し上げ、その上で同日付で都市計画分科会に付託され、その後、組織の改編とともに、本部会で検討・審議をされてきた内容がフローチャートで形式的に書いてございます。

本日の都市再生ビジョンは、これまでにまとめられました、今申し上げました四つの小委員会報告に加えまして、本年4月の都市計画部会でも御提案申し上げましたように、四つの小委員会報告などを受ける形で、なおかつ、将来四半世紀後ぐらいの都市圏別の人口ですとか、対応するD I D面積の長期動向、こういったものも長期推計いたしまして、そうした長期展望に立った上で、今後講ずべき政策あるいは基本方向、こういうものを調査・審議していただくということになっております。

こういった観点からの加筆、それから、来年1月の通常国会に向けまして、前回の都市計画部会で御紹介申し上げましたように、景観、都市公園や緑地保全、屋外広告物といった各種法制の新規立法なり抜本の見直しを控えております。全国都市再生を進める新たな制度的なフレームワークも必要になってまいります。こういったものも踏まえた形での都市再生ビジョンということで今回はまとめさせていただきたく、お諮りをした次第でございます。

2ページをおあけいただきまして、各分科会、部会、小委員会におけるこれまでの審議経過がございますので、ごらんいただければと思います。

5ページ目が、ことしの7月から10月まで、部会の先生方に御案内を申し上げましたが、ライフスタイルですとか、地方の産業の状況、地域運営のあり方、観光、都市型産業といったテーマで、ここに書いてございますように、7回に分けまして、現場でいろいろな取り組みをされている方々や専門的なテーマで研究をされている有識者の方々をお呼びいたしました勉強会を開催いたしました。こういう勉強会その他の取り組みを関連資料にも若干ケーススタディーとしてまとめまして、こういったものも反映させていただいております。

次の資料4 - 4でございますが、前回御提出いたしました骨子案を踏まえまして、各先生方に御意見をちょうだいしたもので、そのままお配りいたしますと大部になりますし、かなりのものは何らかの形で修文・加筆で入れさせていただいておりますが、この場でも議論させていただければと思う項目が二、三ございますので、追って、説明とあわせて御紹介をさせていただきます。

次の資料4 - 5でございます。これまでの部会の審議のポイントを箇条書きにしまして、下線に当たる部分につきましては、前回の10月20日の第5回部会での審議内容について加えたものでございます。これも時間の関係で省略をさせていただきます。

初めに戻っていただきまして、資料4 - 2をおあけください。

2枚めくっていただいて、1ページの「都市再生ビジョン（答申案）」でございます。

先生方には既に案を郵送しておりますけれども、答申案の冒頭の2ページ分は、その後大きく書きかえましたので、ここで前文のみ朗読をさせていただきまして、その後は適宜御説明を申し上げます。

「都市再生ビジョン（答申案） 安全・快適で美しい『生活・活動・交流空間』を創出し、新しい時代の変化を乗り切る21世紀型都市再生ビジョンの提案」。

「はじめに」に当たるテーマでございますが、「歴史的な転換点を迎えた都市の再生を目指して」というテーマにさせていただきます。

幕末から明治時期にかけて、世界の人々から「景観に優れた、温かい人情の国」と褒め称えられた我が国は、20世紀、特に戦後、戦災からの復興と世界に類を見ない急速な都市化により、その姿を大きく変貌させた。

そして21世紀を迎えた今、都市は、歴史的な転換点を迎えている。

今後我が国の都市は、街並みや住宅、社会資本の質において依然として多くの「負の遺産」を抱えたまま、人口の減少を伴いつつ、空洞化が進む「市街地縮小の時代」と言うべき、今まで経験したことのない新たな局面に突入しようとしている。また、既に世界最高水準の少子・高齢化がさらに進み、2030年代には、65歳以上の高齢者が3割を超すなど人口構造の大きな変化が予想される。

国民の8割が都市に生まれ育ち、学び、働き、集い、憩い、そして一生を終える今、コミュニティ（地域社会）が持続できる「生活・活動・交流」の場としての都市再生が急務である。

また、都市を再生することが、世界中の人々を我が国に惹きつけ、国際競争力を増し、経済社会の活性化につながる。大都市、地方都市を問わず、それぞれの経済・文化の蓄積の上に、それぞれの都市が自ら知恵と個性をもって都市間競争に参加し、光り輝いていくことが求められている。

時代の変化は急速であり、右肩上がりの人口増加、住宅宅地需要、経済フレームを前提としたこれまでの都市政策は、既に役目を終えている。このため、今後、ゆるやかな経済成長と熟成社会の中で、より質の高い社会を形成するために、とるべき国の都市政策の基本方向は次の2点である。

前回は四つの基本方向という形でお出しいたしまして、これに「安全・安心」を加えたわけでございますが、このフレームは変わりございませんけれども、全体を要約する形でのとるべき国の政策の基本方向といたしまして、政策システムの変化に対応できる柔軟な見直し、それから実際のまちの構造としてのコンパクトな構造への転換ということをここで集約しております。

2枚目を朗読させていただきます。

まず、第一に、これからの変化に適切に対応できる政策システムはどうあるべきか、考え直す必要がある。特に、都市間競争の下で、それぞれの都市が個性や多様性を発揮できるよう、住民の主体的参加や官民協働を促したり、市場を通じて民間活力が適切に発揮される仕組みなど、施策体系を再構築する必要がある。また、地方分権など大きな構造改革が進む中で、国が取り組むべき都市政策としては、成果を重視した施策の総合化、行政界を超えるような広域的な都市基盤プロジェクトや一地域のみでは対応できない課題への重点的な資源配分など選択と集中が必要である。

第二に、クルマに過度に依存した拡散型都市構造を、コンパクトで緑とオープンスペースの豊かな集約・修復保存型都市構造へと転換することが必要である。人口減少の時代を迎え、拡大圧力から解放される21世紀は、都市を中心とした地域構造を再編し、国民が

生き生きと暮らせ、世界的にも魅力に溢れる都市を再生する、またとない好機であるととらえることが大切である。

こうした国の都市政策における政策システムの見直しと都市構造の再編を通じて、高度成長期の都市政策では実現したくてもできなかった緑豊かで風格のある美しい都市空間の創出に取り組むことが可能となる。いきいきとした豊かな生活・文化が凝縮された緑豊かで風格のある美しい都市空間は、国内外から人々を惹きつけ、伝統の上に新たな産業・文化やまちづくりへの投資活動を創出し、賑わいを生み、若者、勤労者、高齢者それぞれの世代に夢と活気を与え、国家の価値を高める21世紀日本の国富（ストック）そのものである。

本答申は、こうした基本認識に立って、5つの政策の基本的な方向と10項目の具体的なアクションプランを示し、安全・快適で美しい『生活・活動・交流空間』の創出により、新しい時代の変化を乗り切る21世紀型都市再生ビジョンを提示するものである。

以上でございます。

3ページ以降が、前回お出しいたしました骨子案を文章化したものでございます。資料4-1にこれを要約いたしました一枚紙がございますので、対比させながらごらんいただきたいと思っております。

本文の3ページ、第1章でございますが、「都市をめぐる社会情勢」ということで、3～4年後には日本全国でトータルでの人口減少が始まるとか、高齢者の割合が20%を超える世界最高水準の超高齢社会が同時に到来いたしますと、その後2010年代以降、市街地面積が縮小していくという歴史的転換点を迎えるということ、前回、都市圏ごとの推計をお出し申し上げたとおりでございます。

こういうフレームに立ちまして、4ページ以降、それぞれのテーマにつきまして、社会に及ぼす影響、市街地の縮小、世界一の超高齢化と国民スタイルの変化、3点目といたしまして「産業構造の変化にともなう土地利用の激変」、4点目といたしまして「都市の核となる中心市街地の衰退」、5番目といたしまして「住宅・社会資本ストックの蓄積にともなう維持修繕・更新投資の増加」というテーマで加筆をしておりますが、内容的には骨子で書きましたものをふくらませておりますので、説明は省略させていただきます。

こうした将来的な展望に立ちまして、今後、都市再生に向けて国や地方公共団体がとるべき政策の基本的な方向でございます。

資料4-1をおあげください。

前回も御紹介いたしましたように、今回の都市再生ビジョンのテーマを一言でということ、「安全・快適で美しい『生活・活動・交流空間』を創出し、新しい時代の変化を乗り切る21世紀型都市再生ビジョンの提案」とさせていただきます。

前回も御紹介いたしましたように、これから地方の都市圏、中心市街地で、人口の空洞化などを中心にいたしまして、高齢者にも、子育て世代にも、各世代で生活上非常に厳しい時代がやってまいります。こういう中で豊かで生き生きとした生活をしていただき、活力のある、競争性の高い、文化の薫りの高い都市へと転換するためには何が一番必要かということでキーワードを探したのですけれども、一言で尽きるというものなかなか見つからないので、やはり生活の核というものを、今、空洞化などで失われておりますので戻す。それから、交流等を踏まえまして、経済活動、文化活動、社会的な活動の基盤となる

複合的な都市空間を新たに創出して昔のにぎわいを取り戻し、また、新たなにぎわいを創出するんだということで統一テーマを組ませていただいております。

これのもとに「5つの基本的方向」でございますけれども、第1点目は環境と共生したサステナブルな都市の構築ということでございます。

取りまとめ案は9ページからでございます。「都市再生に向けた施策の基本的な方向」ということでございます。今申し上げましたような趣旨が9ページに書いてございます。

10ページをおあけください。項目ごとに御説明を申し上げます。

1点目の「環境と共生した持続可能（サステナブル）な都市の構築」ということでございます。

持続可能な都市の構築が必要になってきております。これはヨーロッパなどでも共通の現象でございますが、特に我が国の場合、高度成長期の急激な都市化、モータリゼーションの進展で、低密度の市街地が田園空間にも向けて広く薄く広がる車依存型の拡散型都市構造が形成されてきたわけでございます。こういうことからコンパクトな都市へという転換が必要になってくるわけでございます。

市街地整備小委員会の議論を踏まえまして、「集約・修復保存型都市構造への再編」ということをテーマにしたわけでございます。当時は「集約」というテーマでしたが、実際に町中に生活・文化機能を集約したり土地利用を高密度化していく、あるいは景観、歴史的な町並みを修復しながら保全していくという行為も含めて「修復保存型」というものを加えております。そうした説明を11ページの上段でさせていただいております。

今申し上げましたように、町中をコンパクトに、また、生活・文化機能も凝縮していくという一方で、真ん中あたりに書いてございますけれども、既存ストックでもいいものがございますので、適宜コンバージョンなども推進していくということでございます。

こうした都市構造の転換とともに、「一方」というところでございますが、周辺部もかなり空間地があいてくるということでございます。こういったところにつきましては、身近な自然環境と調和する新郊外居住のライフスタイルを確立するとか、高齢者居住が中心になりましたニュータウンについても再生方策を考えた取り組みが必要になってくるということでございます。

次の問題として、空洞化している都市のあんこの部分をどうするかという問題でございます。

前回、特に活力、生活、活動、交流の拠点となる拠点的市街地については重点的に整備するということと、周辺の特に通勤通学の母体となる住宅地については、安全で快適な、徒歩で生活機能が賄える生活圏につくり変える、形成するというお話をいたしました。

お手元の資料4-6の1ページに、ここの概念をポンチ絵にしたものがございます。この1ページも、都市の大きさによりましてそれぞれ違ったアプローチも必要なので、非常に概念的な整理にはなりませんけれども、例えば全国のJR特急のとまる駅中心に、あんこの部分につきましては、高密度利用あるいは商店街の再生、さらには保育・福祉関係の施設を、迷惑施設で外にあったものを内に入れるとか、行政あるいは医療機能で外に出たものも適宜中に入れていくといったことで高密度化、複合機能化を図っていくということをコンパクト化の大きな手段にしたいと考えております。

それから、ここに通勤通学をする生活のエリアにつきましては、公共交通機関、バスや

鉄道、路面電車、特にLRTの導入、バスのネットワーク、こういったものを使いながら、駅を中心に、歩いて暮らせる範囲に、左下にございますけれども、駅の半径、歩いて1キロ、5分以内というようなエリアの中で、まちの栄えの中心には生活・商業機能あるいは公共公益機能を順次集約する方向へ向かわせるとともに、公園あるいは水と緑のネットワークを蘇生させて、いい空間をつくっていかうということでございます。

非常に大ざっぱですが、一つの都市を考えたときに、あんこの部分の拠点をいろいろな政策手段で重点的に整備していくということと、高齢社会、あるいは子育ての世帯を考えた、歩いて生活機能の満足できる生活圏をつくるという方向にこれから都市の構造を変えていかうということが12ページ前半までに書いてあることでございます。

12ページの後半、「都市と農村の共生」でございますが、ここも前回お話しいたしましたように、今まで都市計画区域あるいは中の線引きということで、都市と農村を二分するような手法もとってきたわけでございますが、これからは一体的な空間、あるいは農地を都市の重要な政策資源として位置づけて、あり得べき土地利用計画のあり方を考えていく方向に転換するということを記述しております。

13ページに行きまして、「都市における生態系ネットワークの復元・創出など自然との共生」というテーマでございます。

これまでの都市化の中で、都市の中の生態系のネットワークも失われ、分断された面も多々ございます。行政的な関与といたしましても、都市間の連携、広域的な調整も必要でございますし、目に見える事業という観点からは、河川、下水道などの事業手法を含めて、水循環、水環境の観点からのアプローチ、特に流域管理のアプローチが必要であるということ。街路につきましても、植樹帯や緑陰道路なども相当緑や自然を育てる機能がございしますので、水と緑と道という三つの自然資源で生態系のネットワークを構成していかうということも記述してございます。

これが第1点目のこれからの基本方向でございます。

2点目が、13ページの一番下でございまして、「国際競争力の高い世界都市・個性と活力あふれる地方都市への再生」というテーマでございます。

この点につきましては、1ページめくっていただきまして14ページ、「国際競争力の高い世界都市への再生」でございます。

現在都市再生本部で取り組まれております、特に大都市を中心といたしました世界都市あるいは国際競争力の高い大都市への再生を図るといったテーマに沿った記述をしておりますが、第2パラグラフの真ん中ぐらいに書いてございますように、三大都市圏につきましても非常にエリアが大きいわけで、圏域内のすべての都市でフルセット主義の整備を行うことは限界に達しております。今後は、圏域内の拠点都市間の広域的な役割分担を図りながら、各都市の個性、長所を生かしながら機能分担、機能集積を進めまして、連携しながらバランスのとれた一つの大都市圏構造として確立していきたいということでございます。

「さらに」の後でございますが、例えば東京、京都をとりましても、それぞれ浅草ですとか町家の生きている古いエリアもございまして、そういう中にいろいろな伝統産業や外国人を呼び込むローカルエコノミーみたいなものも展開しております。新しい歴史的・文化的資源や知的産業を活用した新しいエコノミーもいろいろな形で展開しておるわけで、

一概に東京だからどうということとは言えませんが、そういう中にもローカルエコノミーが展開できる余地があるということを加えさせていただいております。

15ページが「個性と活力あふれる地方都市への再生」ということでございます。ここは前回記述しておりましたものと同じでございますが、多少肉づけをしてございます。

真ん中あたりに書いてございますが、地方都市の再生のため、商店街など街なか居住の推進、官公庁舎、公共施設、病院など、過去に外へ出ておりますから、こういったものも、市町村合併その他を踏まえながらではございますが、中への回帰も考えると、各種地域資源を活用した新しい産業も考えるべきではないかといったようなことを書いてございます。

この点につきましては、また資料4 - 6の関連資料に移っていただきたいのですけれども、若干の資料を入れております。5点目の「まちづくり事例」というものがございまして、8ページでございます。

山形の金山から京都市まで、簡単なケーススタディーをしております。このうち会津若松と京都につきましては、夏の勉強会でお呼びした先生方の講義内容のエッセンスなどを踏まえてつくったものでございます。

9ページは、山形県の秋田に近い、鉄道も高速道路もない山村ではございますが、人口5,500人ぐらいで、景観条例をつくりまして、住民と行政で景観を共有、公有しようという取り組みをまとめて、将来像に基づいて、地元の良質なスギ材、地元の大工職人が地元で考案いたしました、写真にあるような伝統的な、ちょっとドイツ風なスタイルを入れた金山型住宅で資源循環型のまちづくりをしている事例でございます。

10ページ目が会津若松の勉強会の事例でございますが、下にございますように、10年前まではほとんど廃屋に近い状態だったものを、200万～300万ぐらいの資金援助などをいただいて跡継ぎが修復したり、テナント制にしまして、因習的なエリアではございますが、思い切って外の人を呼んで豆腐屋さんをやらせてみたといった形で、8年間で、ここの通りで20軒、裏を含めた全体で40軒がこういう形で再生しておるということで、効果、問題点の(3)でございますが、地元的生活機能のほかに、地元ならではのいろいろな地場産業も芽生えて、10年前には買ったお客さんがゼロだった2日間もあるということですが、現在では毎日2,000～3,000人が来られるというふうに再生した事例を挙げております。ここのポイントも、市の景観条例に基づく住民同士の協定、あるいは屋外広告物条例を踏まえて独自の基準をつくって、住民と行政が一緒にまちづくりをやっているということの結果生まれた事例ということで御紹介をさせていただいております。

そのほか、埼玉の川越や三重県のおはらい町の例もございますが、既に御案内済みかと思いますので、省略いたします。

14ページは、夏の京都市の都心部の町家を生かして、マンションのボリューム規制その他いろいろあるのですけれども、土地利用の工夫をいたしたり、中の町家についても再生、改装しながら、ネイルアートや足裏マッサージのような物資輸送を伴わない付加価値の高い産業がこういう中で開花しているといった先生の事例をいただいて作成しております。

本文に戻らせていただきます。

3点目の柱が「『良好な景観、緑』と『地域文化』に恵まれた『都市美空間』の創造」ということでございます。

前回も「都市美空間」という概念で提案をさせていただいております。15ページの下から4行目あたりにも書いてございますが、我が国の都市が美しさと風格を備えたものであることが必要不可欠でございます。

「都市美空間」という概念でございますけれども、次のページをおあけいただきまして、上から3行目でございます。単に人工的な建築物、構造物の美観ですとか、町並み、景観にとどまらずに、その都市に住み・働き・集う住民、企業、行政が、風格ある美しい都市として再生しようじゃないかということで、たばこのぼい捨て禁止に始まりまして、いろいろな地域活動を行っている、都市美の創造に向けての文化の総体というものも、抽象的ではありますが、含めた形での概念ということで提案をさせていただいたわけでございます。これからこういう都市美の創造というものも一つの切り口として我々は考えていかなければならないということを書いてございます。

真ん中あたりでございますが、こうした都市美の創造で、当然景観を中心に再生をされるわけでございますが、観光立国を推進する日本のブランドとしても、美しさというものが一つの売りの資源になるのではないかとございまして。

16ページの下から4行目以降は、これから個々のまちづくりに当たりまして、建築規制を受けない場合でも、隣の建物との関係に配慮してつくるべきではないかといったような意識の問題も若干付加させていただいております。

17ページの4点目でございます。「安全・安心な都市の構築」でございます。

この点につきましては、前回も御指摘がございまして、4本柱に「安全・安心」を加えまして、今回5本柱にしております。内容といたしましては、都市の安全性向上は都市自体の大きな魅力になりますし、セーフティーネットといいたしましうか、都市自体の信頼性を高めることになります。具体的には17ページの下から6行目以降でございますが、大都市圏を中心に、地域構造の改編、都市の防災構造化、広域的な防災体制の確立、こういったことを通じまして災害に強い都市構造の形成を図る必要があるということでございます。

最後の5点目が、「都市の将来像実現に向けた官民協働による都市の総合マネジメント」でございます。基本的には、本日取りまとめいただきました次世代参加型まちづくり方策小委員会の報告を基調にして記述しております。

次に、「政策展開の基本的視点」ということで、20ページからの第3章でございます。ここにつきましても、1、2とも、「民間投資の活用」、「まちづくりの現場・コミュニティとのパートナーシップ」、成果重視の都市政策への転換、こういった項目について、前回骨子で御紹介したものと基本的に変えてございませんので、省略いたします。

第4章でございます。「都市再生への10のアクションプラン」でございます。

今回、前回お示しいたしました4本柱と順序を若干変えたり「安全・安心」を入れました関係上、10のアクションプランにつきましても、五つの基本的な方向に準じまして順番を変えてございますので、御了解をいただければと思います。

1点目が、順番に即しまして「徒歩生活圏の形成による全国都市再生」ということで、駅周辺のあるこの部分の拠点市街地の重点的整備、それから周辺についての徒歩生活圏の形成を通じまして生活・活動・交流空間を再生していくということでございます。

各項目の後段に「政策の方向性」として書いてございますものは、これからの2～3年

あるいは中長期的な方向の中で取り組んでいくべき具体的な政策、あるいは具体的な取り組み方針というものを、前回の記述に若干加えたものをお出ししてございます。

2点目が「循環型都市構造の構築」。これも基本的に前回と変わっておりません。

3点目が「戦略的な都市交通政策の展開」でございます。

この点につきましては、26ページの上から5行目でございますが、特に高齢者のモビリティの低下ということを考えますと、これまでのような過度に自動車に頼ることのない都市構造をつくるということで、「脱クルマ社会」に向けた明確なビジョンづくりが必要になってまいると思います。実態上なかなか進んでおりませんが、ヨーロッパなどで積極的に導入されておりますLRTの積極的な導入促進など、街路あるいは鉄道行政を連携させながら、環境、まちづくり、都市観光も同時に実現するメリットがありますので、乗られる利用者本位の都市交通体系の大きな柱として、積極的に取り組む手段の一つにしたいと考えております。

そのほか、26ページの「政策の方向性」の中では、三つ目の丸あるいは最後の丸でございますが、地方都市などにおいては人口や車も減っていくということであれば、オランダなどにも事例がかなりございますが、道路の歩行者空間を拡幅するだけではなくて、場合によっては車道を削ってまでもLRTを導入するとか、歩行者空間を入れてたまりやゆりの空間をつくるといった方向に転換すべきではないかといった意思をここに提示してございます。

4点目が「東京圏・大阪圏など大都市圏の国際競争力の向上」でございます。先ほど申し上げたような点を中心に記述をしております。

28ページが5点目でございますが、「まちの中心を再生させる民間によるまちづくり投資の拡大」でございます。

民間の投資も、大手のいろいろな企業による投資からコミュニティービジネスまでいろいろございます。第2パラグラフでございますけれども、例えば地方都市のあんなこの中心市街地や歴史的な大都市の都心、こういったところについては商業機能が衰退しているということもございます。量販型の機能とは別に、日常生活機能の交流を中心とした回帰ということも必要でございますが、少量でも高品質、差別性が高く、個性と利便性で人を呼べるビジネスモデルを構築しながら具体策に取り組んだ方がいいたらうということで、先ほどの京都や会津の事例などがそれに当たるのではないかと考えております。そういう内容がここに書いてあるわけでございます。

一つ飛んで次の「特に」でございますが、夏の勉強会をさせていただいても、実際に説明に来られた方々はUターン組やIターン組の経営者の方々が多かったということもございまして、外で学んだり外の飯を食べて故郷に帰ってきて、新しい観点でまちづくりに挑戦するという方々のいらっしゃる場所に成功例が多いということも記述に反映させていただいております。

29ページでございますが、具体的な施策の方向性ということで、幾つかの事業の推進方策等を記述させていただいております。

6点目が「都市観光の振興」でございます。

観光立国ということで、政府、それからまた我が省、それぞれ本部あるいは大臣のもとにいろいろな対策を続けておるところでございますが、ここではそうした取り組みは特に

紹介いたしませんで、主にソフト面での問題点を考えながら解決策などを若干書いてございます。

第一に、30ページでございますけれども、都市に限らず広域観光を含めてでございますが、これまでの観光でだんだん人気がなくなったという点からすると、外国人もそうなのですが、すごいと思われる町並みが徐々になくなってきたとか、社員全員の旅行が徐々にすたれてきまして、そういった意味で、今まで画一的な大量の観光客を前提にしておいた観光サービスが成り立たなくなったという背景も前提にあるかと思えます。

第二に、観光需要のピークに合わせて、夏の1週間のお祭りの時期とか、そういう時期に合わせてお客さんをお呼び込むということで高い料金を取りますが、それ以降は閑古鳥というようなエリアもあって、平年ならした取り組みが少ない。

第三に、空港アクセス。これはハードの問題になりますけれども、こういったところが根本的なハードの問題としてある以上、外国人に対する魅力もなかなかかわかないのではないかと考えてございます。

具体的な政策の方向性として幾つかの提案をさせていただいたわけでございます。

またお手元の関連資料をあけていただきますと、「都市観光関連資料」というものがございまして。

資料の4ページでございます。外国人が日本の観光対策、状況についてどう考えるかという資料が少なく、限定された資料で恐縮なのですが、第1点。一番上は、訪日された外国人に聞いてみましたという3年ぐらい前の調査でございます。複数回答で見ますと、興味を持てるというもので、日本料理・郷土料理から寺社・庭園・歴史的名所、景観というものが並んでおりますし、大都市・都会の現代的なライフスタイルも魅力の的になっているということでございます。

下が、東京に主にビジネス等で来た方に聞かれた内容でございますが、これを見ますと、やはり高いところは東京なりの伝統文化、ホスピタリティー、安全・衛生、新旧文化の混在ですとか、多分浅草、谷中のような古い町並み等が人気の上位に来ているといった状況でございます。

5ページ目が「外国人旅行者による東京の長所・短所」ということで、長所としては、縦軸でございますが、ホテル、会議施設を含めてサービス水準が高い。短所としては、横軸でございますが、いろいろなコストが高いということでございます。使用空港から都心への距離も、圧倒的に東京は成田からの距離が遠いということで、国際比較で負けているという状況でございます。

6ページは、オーストリアのウィーンなどの例なのですが、都市ごとに公共交通機関、市内で、ウィーンですと2,000円払ったら72時間は乗り放題ということなのですが、1ページあけていただきまして、そのプリペイドカードを持っていると、国立あるいは私立の官民の美術館、博物館、オペラ劇場、都市観光ツアー、デパートの買い物、カフェ、植物園、クルーズといったものまで、1～5割引といった特典がいっぱいありますので、こういうもので人を呼ぶということなのですが、調べてみますと、非常に人気はあるのですが、同様なものがザルツブルクやインスブルックでも最近発行されていまして、相当都市間競争が厳しくなっている状況がうかがえます。

資料に戻りまして、31ページの「7. 良好な景観の形成と豊かな緑の創出に向けた制度

の構築」でございます。

ここにつきましては、広い意味の都市美ではなくて、特に景観、公園緑地などの緑、こういうものを対象にしております。前回の部会でも御案内申し上げましたように、次期通常国会で予定しております景観に関する基本法制、公園緑地に関する法制度の充実、屋外広告物規制に関する制度の充実等々、こういったものの総合的な政策についてここでは記述をしております。

8点目が「安全・安心な都市の構築」というテーマでございます。

本年6月には、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正も、審議会の中間取りまとめを踏まえて行ってきております。あわせまして、15年6月には特定都市河川浸水被害対策法も成立いたしましたして、温暖化等にも起因する極地的な集中豪雨にも対応できるよう制度改正をした次第でございます。着々と対策は講じておりますけれども、まだまだ公衆衛生面あるいは治安面で、犯罪その他いろいろな問題が逆に出てきておるものですから、治安の回復を含めて、安全・安心対策というものがこれからまちづくりの大きなウエートを占めるということを書いております。

34ページの「9. 住民主体の地域運営の推進」。ここも先ほどの次世代参加型まちづくり小委員会の報告をベースに取りまとめさせていただきますので、省略をさせていただきます。

35ページ、「10. 政策課題に対応した今後の都市戦略」というテーマでございます。ここにつきましても前回箇条書きの形で出させていただきますので省略いたしますが、36ページの最後でございます。先ほどB(横島)先生からも御提案がございましたが、私どもの地方整備局なども使いまして、これから、まちづくりを支援いたしますいろいろな取り組みを進めていきたいということも書かせていただいております。

資料全体の説明は以上でございますが、先生方からいただいた意見の中で、特に、先ほど御紹介いたしました「都市美空間」につきましては、「空間」という言葉は余分で、「都市美」でいいのではないかという用語の修正意見もございました。この点については特に今回直してございませんが、御審議で御議論いただければありがたいと考えております。

最後に、蛇足になりますけれども、「都市美空間」というのはどんなものを考えるのかということで、関連資料の3枚目に参考資料を出させていただきます。

これがいいのかどうかは議論のあるところでございますけれども、ベースは、新幹線の仙台駅を中心にして西側方向を見た現状の図面に、屋上緑化とか、これから緑を水・道・緑でふやしていったらどうなるかといったイメージで描きまして、そこに、ここがございますような道・水・緑のいろいろな対策、あるいは路上を楽しく使えるような道路使用上の規制緩和でオープンカフェをやるとか、右下は秋田の湯沢での道路のお祭りでございますけれども、こういうものを大々的にやったらどうかといったようなこと。

それから、歴史的な都市。左上でございますが、建築職人の技能でいろいろな看板建築が残っているエリアもございますし、いろいろな町並みの資産を活用した取り組みも必要になるだろうといったことをポンチ絵にしたものでございますので、ごらんいただければと思います。

それから、1ページ戻りまして2ページでございます。夏の勉強会では汐留での地域運営のあり方としてエリアマネジメントを勉強させていただきました。参考までに、委員長が理事長をされておりますNPO法人の大丸有の協会の事例を出させていただきます。

す。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

部長 ありがとうございます。

以上の説明について、御質問、御意見をこれからお願いするわけですが、先ほど委員長からも御報告がございましたように、次世代参加型まちづくり方策小委員会の成果もまとめまして、平成13年7月の諮問以来、都市交通・市街地整備小委員会、公園緑地小委員会、下水道・流域管理小委員会の四つの委員会の審議はこれですべて取りまとめられたところでございます。

先ほど来御審議の中で御意見も出ておりましたが、答申をしたからには早期に着実な実践をお願いしたいわけですが、今後の進め方ですが、法制度なり予算というものが早急に迫ってまいります。12月中に、ぜひこのビジョンを取りまとめたいと思っておりますので、審議の中ではそれを意識されて御議論をよろしくお願いいたします。

それでは、どなたからでも結構でございます。

B委員 サボっていたものですから、今回は少しきちっと読ませていただいて、4点ほど指摘をさせていただきます。

スタートのときに私は、思い切って霞が関をブレイクスルーするような大がかりな答申をつくってみたらどうかということをお願いした記憶がございますが、その方向になってきたことが大変いいと思います。そこへ新たな勉強がかなり加わっているので、相当肉厚なものになってきて、期待は大きくふくらむわけです。そうだとすればということの1点でございますけれども、都市再生ビジョンの答申案の1ページ目の、そもそも「景観に優れた、温かい人情の国」というのはどこから持ってきたんですか、括弧で書いてあるけれど。こういうのはGさんに書いてもらった方がいいんだね。もうちょっと豊かな言葉で書かないと、大がかりに大上段に振りかぶった答申の書き出しの1行目にしては、いささかつたない。私の案は後で出しますけれども、お考えいただきたい。

そのページにもう一つ御注文ですが、21ページに「関連する政策分野と連携した成果重視の都市政策」というのがあって、住宅・福祉云々からずっと来て、「統合化しつつ、総合的に展開する必要がある」。まさにここが今回の大精神になっているわけですが、21ページから22ページにかけての2ないし3行、これをあえてもう一度1ページに入れ込んで、そこできちっと予告をして21ページで受けるといぐらいの総合化が必要ではないか。こういう言葉が入ることによってスケールが決まってくるんですね。それが落ちてしまっているものですから、ずっと読んでいって、ようやく21ページかというのは待ち遠し過ぎるというのが印象としてはあります。

ついでにそのページで申し上げますけれども、「コミュニティ（地域社会）」とか、次のページで「国富（ストック）」とやったり、中学生の参考書みたいなことをやらないで、あえてそんな横文字の括弧をしなくても、わかる言葉はわかるんですね。特に「国富」なんていう非常にいい言葉に括弧で「ストック」なんて書いた途端にがくんとちゃう（笑声）。いわば品位を持つような。横文字と日本語をごちゃごちゃしたようなことをおやりにならない方がいいというのは数十カ所ございますから、全部取ってほしいというのが1点目でございます。

2点目は、15ページ。「個性と活力あふれる地方都市への再生」というところで、真ん

中辺に「観光や地場産業振興等を図るなど、多様なまちづくり」とありますし、それと同時に観光のところにも入ってくるんですが、近代化産業遺産の発想が一つも入っていない。世界遺産が今騒がれていますけれども、日本は今、世界遺産は11です。5カ所が待っていて、7カ所がさらにその後ウエイティングサークルにいる。これは、「ヘリテージ観光」などという言葉が出てくるぐらいで、極めて大きな観光資源であると同時に、国土保全のため、あるいは国の遺産を守るための一つの政策になってきているわけですが、一言も言葉が出ていない。「近代化産業遺産」でも「産業遺産」でもいいんですが、これは経済産業省だとか文化庁だとかいうことではなくて、総合政策の中にぜひ位置づけをしておいていただきたい。全体の中に1カ所ぐらいは出てもいい概念ではないかということでありませう。

24ページ。循環型都市構造のところですが、環境の先生方とつき合っていますと、都市はごみだ、こういう乱暴な意見が出てまいります。すべての都市は生産も廃棄もすべてごみだ。でき上がった都市が、要らなくなると膨大な都市ごみを出す、あるいは建設廃棄物を出すという意味で、都市は生活も存在もごみだと言う人がいる反面で、都市そのものが資源だという概念に最近広がってきましたね。地下資源に対して地上資源という言い方もしますし、一たん使った資源が都市上にあらわれているから都市そのものが都市資源だと。リサイクルの概念を位置づける考え方だと思いますけれども、都市資源ないしは地上資源という概念を、循環型都市構造の中でもいいですが、あるいはその前後のところを概念として盛っていただくことによって、環境論と都市の共生論が少し肉づきがするんじゃないかという思いがいたしますので、それは御検討願いたい。

時間がなくなりましたから、あとはポイントだけ申し上げますけれども、景観論の中で、例えば32ページで、地域の景観のところ屋外広告物を例に出して書いていらっしゃるけれども、屋外広告物と同等に、あるいはそれ以上に具体的に都市景観を乱していることで、私が再三申し上げている電線の地中化と電柱の地中化問題が一句も出ていない。これで日本の景観を語れるのかと、大げさですけど、私は思います。どこかに必ず入れていただかないと、後で残念なことになっていけないということが3点目でございます。

もう一つは質問ですが、25ページの排出枠取引制度に続けて、河川等の取水抑制、こうなっておりますが、水に排出枠取引制度というのは、C先生、ないですよ。これは何のことを言っているんですか。CO<sub>2</sub>のことならばあるんですが。

C委員 排水です。下水道で考えておられるのは汚濁排水だろうと思います。

B委員 汚濁排水に排出枠取引制度というのがあるんですか。

C委員 そういうものを考えようというのを恐らく提案しておられるんだろうと思います。

B委員 考えようというんですか。

事務局 下水道部長でございますが、アメリカなどでは、排水を一つの流域単位で、下水処理場であるとか工場排水があるときに、それを大気と同じような形で、レベルの高い処理をして出すのかどうかというのを流域全体で考える制度があります。例えば、自分の方はきれいにせずに出すんだけれどもお金で払うという、そういう制度がありまして、我が国でも研究したいと。

B委員 わかりました。今あるのは、二酸化炭素の排出枠は議論されているわけですが、

水はまだ日本ではそこまで来てないので、いきなり書かれると誤解を招くので……。

事務局 今、研究を始めております。

B委員 これは言葉の順序が違うのかもしれないね。そういうことならば理解はいたしますけれど、誤解のないようにお書きいただいた方がいいと思います。

後で細かいのを全部置いていきますから、見てください。

以上です。失礼しました。

部会長 では、ほかに。

D臨時委員 大変エクステンシブに重要なところがよくできていると思います。B先生が言うようなところで同感のところがありますけれども。

それとは別に3点ほど意見を申し上げさせていただきます。

まず1点目は、10ページあたりのところを中心にお話ししたいと思うんですけれども、「集約・修復保存型都市構造への再編」の中で、下の3行くらいに、「さらにはバブル期に生じた虫食い土地等細分化された土地の集約化」。まあ、ありますよね。なぜこれが生じたかというのも、このページの1.の最初のパラグラフの最初に「急激かつ継続的な都市化、モータリゼーションの進展等により、土地の高度な利用がなされていない都心部を残したまま」郊外部が云々で、「クルマ依存型の拡散型都市構造」になってきた。こういうふうになっているんですが、私の提案は、なぜかというところにもう少し政策的な不十分というところを入れておかないと、人口縮小の時を使って政策的にできなかったことを今やるんだという論理が弱くなると思うんです。

つまり、かつてはマーケットメカニズム的にこうなってしまったものが今度もまたマーケットメカニズムでいいのか。こういうふうなところもいけないので、もちろん線引き制度とかいろいろありますけれども、その実体的な意味としてのコントロールの能力や、どういう都市構造に誘導していこうかというビジョンの不足といったものがこういう状況をもたらしてしまったというたぐいのことを、できたら、もう一言、二言入れていただけないかというのが1点目でございます。

2点目は河川に関するところですが、33ページになりますかね。「都市型水害については、『特定都市河川浸水被害対策法』」云々があるし、どこかにも土地利用と連携してとか、あったと思うんですが、もう少し「集約・修復型都市構造への再編」と関連させて、どういうところから特に撤退するかというと、とりわけ浸水上の危険性が高い地域、あるいはミニ開発によって、本来ならば立地してほしくなかったところに行ってしまったところ。そういうところに重点を置いて、より安全な都市構造に土地利用転換を図っていくんだというところをもうちょっと書いていただけないか。これが2点目でございます。

3点目は交通なんですけれども、23ページ、26ページに登場するところあたりでございまして、まず、簡単な方から。26ページは、上から8行目くらいに、特にLRTの積極的な導入推進などということが書いてあるんですが、「特に」と言われると、もっと違うものも書いてみたくなることがありまして、「例えばLRTなど」とかです（笑声）。「特に」という時代では既がない。10年前くらいだったら「特に」と言いたくなるんですが、既にその時期は逸している感じがいたします。

それから、23ページに戻りますけれども、駅周辺等の拠点的市街地ですが、これは大いに大事なところで、もう少し重点化できないかなと思うんです。同時にまた、括弧が二つ

ありますけれど、上の括弧の「駅周辺等の拠点」云々のパラグラフの2行目で、「都市の生活・活動・交流の拠点となるべき駅周辺や中心市街地」というところが、なってほしいというデザイナーはわかるんですけども、なり得るのかどうかという実現可能性というのは冷静な判断も必要だと思うんです。

そうするとこの表現は「べき」というよりは、「なることが期待できるような駅周辺」とか、もう少し冷静な書きぶりが欲しいし、とするならば、上の方で書いてあるんですが、大都市ではいいんだけど、「稚内から石垣まで」の中では人が集まる交通結節点でいけるんだ。こう書いてあるのが、ちょっと待ってちょうだいよという感じがして、大都市でも駅周辺のところをこれから力を入れないと抜けていってしまうし、中枢都市圏もそうだし、中核都市圏。このくらいまではこちら辺のことがまあ自信を持って言えると思うんです。だけど、その下の稚内駅、石垣にはありませんけれど、そういうのになるとちょっとニュアンスが変わってくるので、色の濃さとして言うと、もう少し慎重な表現が要るんじゃないかと思います。

同時に、二つ目の括弧で「超高齢社会の安心・快適な……」というところがあって、その中で、人が歩いて生活することが可能な空間とか、こういうのがあるんですが、ここにぜひ一言入れていただきたいのが、質の高い公共空間の整備。それは後ろの方の美しい空間とか、そういうのに関連するんですが、要するに駅周辺云々でも、単に安心で快適で、いろいろなショッピングとかがあればいいというものじゃなくて、やっぱり魅力のある空間形成をしないといかんというのが、この中の並んでいるところに一言入らないかなと思いました。

以上です。

C委員 D先生が非常にいいことをおっしゃってくださったので、同じような趣旨で言うんですが、特定都市河川浸水被害対策法というのは、まさに都市側というか、都市開発が例えば流出をふやすとか、浸水地に都市をつくった。そういうものを救うための対策が下水道と河川でできたということで、浸水地帯に都市が出ていくことが、Dさんがおっしゃるように、そこをどうするかという根本問題があるわけですね。そこはこの法律では何も触れてないんですよね。やっぱりそれは都市計画と河川とか下水道が、河川、下水道というのはごみ掃除みたいなものです。しわ寄せが来たのを解決する。そうではなくて、河川、下水道からも、これはとても守れませんよという形での土地利用をやっていくことが非常に重要だと思うんですが、この法律はそこまでは言っていないんですよね。そのところを言われたので、その根本問題については、すぐにやるのは非常に難しいと思いますけれども、やっぱりどこかに書いておくとか、意識しておくことは必要なので、今、Dさんが言ったことはぜひ入れておいていただきたいと思います。

そういう意味では、「水（都市河川、下水道等）」と書いてあるんだけど、それは…。水、緑、どこかにありましたね、道路と。あの括弧の意味がわからなくて。まさに水は河川、下水道という問題があって、水循環という広い中での改善をしようということだから、あの辺も、サステナブルな生態系の保全という脈絡の中なら、水というのが都市河川と水循環では全く行政の区分けを言っているだけで、その辺もぜひ工夫していただきたいと思います。

事務局 今の先生のお話は10ページの……。

C委員　そうです。10ページの中ほどに「特に、水（都市河川、下水道等）、緑（公園・緑地等）」の辺は上で言うサステナブルな都市構築ということを行っているのか、そこでの担当者のことを言っているのか、よくわからないし、この担当者だけではうまくいかないというのが問題意識としてあるんだろうと思うので、ちょっと表現……。これも先ほどB先生が言われた、括弧を入れていることによって非常に矮小化されているような感じがいたしました。

E臨時委員　先ほど事務局からも次の議会にということがあったし、部会長からも審議のスケジュールということをおっしゃられたので、今ここで申し上げてもせんないかもしれないんですけども、今回のことに関しては、プロセスの部分で再生ビジョンの審議の時間がもうちょっと欲しかったというふうに感じております。

全体をまとめるために系統的にするためにはビジョンというものが必要なんだと思うんですけども、ビジョンというものがあっていろいろな施策が展開されていくので、市民なり大勢の方の議論を巻き込んだ形で都市再生ビジョンがつくられていくことが必要だと思うので、そういう意味ではちょっと納得がいかないという感じがしています。

その上で文章を個々にというのもあれなんですけれども、私を感じたことを言わせていただきますと、1ページ目に「都市間競争」という言葉が出てくるんですが、緩やかな経済成長と成熟社会という中で、「都市間競争」という言葉はやっぱり必要なものなんでしょうか。勝ち組をつくる、負け組をつくるというようなイメージで私は取ってしまうので、こういう言葉は使いたくないなと思っています。

それから、2ページ目ですけれども、「集約・修復保存型」。これは小委員会の中で議論されて出てきた言葉だと思いますが、この言葉はともかくとして、コンパクトシティとか、負の遺産とか、国際競争力とか、地域とか、人口移動、持続可能、循環型とか、幾つかの言葉が使われているんですが、その言葉が委員の中で共有的に使われていない部分もあるように感じられていて、例えば、集約・凝縮という形でもなんですけれども、とにかく狭いところに入れて密度高くということが「集約」なのか、いろいろな機能が一つの地域の中で経済も資源も循環的に回っていくという意味で「集約」なのか。その辺が整理されて使われているのかどうか、確認が必要なのかなと考えています。

それと、4ページですが、高齢者がふえていくので、郊外のあいたところに高齢者の施設をつくっていけばという感じで書かれているんですけども、住みなれた地域でライフサイクルが回っていくようなということが、例えば福祉の方では言われていることだと思うので、郊外があいたから、そこが社会福祉施設とか高齢者施設とかいう形の、少し隔離的な感じのイメージを持ってしまうので、いかがかなと思いました。

それと、さっきDさんもちょっとおっしゃったんですけども、負の遺産というか、バブルの問題なんかのときに、9ページで、量の拡大への対応が求められてきたということで、それを「都市政策は、いまこそ、その政策・手法・これまでの知見を総動員しつつ」、また新しいことというふうに書いてあるんですが、そのときの政策・手法・知見にちょっと問題があったので失敗してしまった部分もあったというふうに私は思うので、一時の間違ったというか、反省すべき部分はそれなりにきちんと総括して次に進む必要があるのではないかなと思っています。

それから、10ページ。大規模土地利用転換が見込まれる地域に集約・保存型の都市とい

う感じで書いてあるんですが、さっき言いましたように、住みなれた地域で暮らすということと、どこかにまた再開発で大きな新しいまちをつくっていくということは少し矛盾が生じるように思いました。

景観のところでは15ページですが、「都市美空間」とか「景観」と書いてあるところに、国土交通省で美しい国づくりの政策大綱をことしの7月につくられていて、いろいろな法制度の整備とかが必要だということ。これは事務局でつくられているというふうに伺っているんですが、「美しい国づくり政策大綱」はなかなかいいことが書いてあるので、ここに少し表現として入れられるといいのではないかと思います。

それから、23ページですが、歩いて暮らせるとかヒューマンスケールということで、これも解釈が皆さんの中で一致しているかどうかというところが疑問なんですけれども、例えば歩いて暮らせるといえるときに、エレベーターで何十階もおりてこなければいけない暮らし方というのは、歩いて暮らせる暮らし方というのとはちょっと違う。だから密度を上げるといえることと、歩いて暮らせる、小さいスペースに密度を上げるといえることとはちょっと違うので、ヒューマンスケール、歩いて暮らすということは、子供でもお年寄りでも、自分の意思で簡単に出かけていけるスケールというふうに私は取っているので、その辺も言葉があいまいに取られる可能性があるのではないかと思います。

それから、30ページの空港からのアクセスの問題なんですけれども、確かに東京というまちは空港から非常に遠くて不便だというのが断トツだというのはわかるんですが、これは東京のまちのスケールというのが、多分ほかの都市のスケールと圧倒的に違って、人の住んでいるエリアがザーッとつながって広がってしまっているんで、どうしてもその中に空港をつくるということは私はあり得ないと思うので、遠くなってしまっている。だから、例えば横田基地に国際空港をとかというような発想でこのことが考えられてしまうと、ちょっと違うかなと。人間の住んでいる、密集している市街地のところを離れて空港ということになると、どうしてもアクセスの問題というのは別の解決方法なり別の考え方をしないといけないのではないかと思います。

以上です。

F 臨時委員 何点かあるんですけど、まず、資料4 - 1にまとめていただいて、サブタイトルというか、タイトルというか、いろいろ出てきて、「環境と共生」とか、「持続可能」とか、「安全・安心」とか、「都市美空間」とかいうキーワードがしっかり入って、非常にリアルな感じのするビジョンになったかなと思います。その文脈で言うと、やはり「都市美」と逃げないでいただいて、「都市美空間」というふうに、ランドスケープリアリズムなどというのも最近アメリカあたりでは随分言われるようになっていまして、「美」と逃げずに「美空間」で頑張ってもらいたいというのが私の意見です。

それから、基本的な認識として、「成熟化」という言い方も多分するんだと思うんですけども。

これに絡んで私は、それぞれの都市の成熟や個性を高めるための努力とかという言い方がどこかに散りばめられると、今、座長のおっしゃった「競争」というイメージが乱暴にならないだろう。僕は「競争」でいいと思いますけれども、何を指す競争かということ、それぞれの都市が安全で安らぎがあって、いい形で成熟、個性化していく。その方向の、英語で言うと、これも変なふうに訳されてしまうことがあるんですけど、ストラググル

だと思っんですね。ストラッグルと言うと弱肉強食と取る人がありますけれど、あれは頑張るというだけのことで、そんな意味で、誤解が広がらないような言葉も、成熟化とか、個性化とか、努力とか、入れていただくといいのかなと思っました。

そういう観点から大変注目したのが「徒歩」というのをに入れていただいたことで、10ページに、郊外部や幹線道路の沿道などに沿って低密度の市街地が薄く広く広がる。僕はこれは西部開拓みたいなことをやってしまったんだと思っているんですけど、車依存型の拡散型都市が収縮してくる。縮退とか退縮というような話も出たかと思っんですが、これに対置して徒歩圏ということが出てきているというのはうんと大事にしたいと思っます。

「徒歩」という言葉も、これでいくのかなと思っますけれども、うんと古い言葉で言うと、あと数年で横浜は開港 150年を迎えるんですけど、横浜が開港したときに「遊歩圏」という言葉があって、海港横浜というのは、実は埋立地だけではなくて、周辺の非常に広い、今のほぼ神奈川県域を外国人が自由往来したんですね。そのときに「遊歩」という言葉を使っているんです。外国人たちは金のために歩くのではなくて楽しみのために歩く。それは日本語にするのは「遊歩」しかないといって「遊歩」にして、「徒歩」、「遊歩」とか使っただくと、一遍に薫りのある圏域ができるかなと思っんです。

それと関連して、歩きますと、地べたがでこぼこしていることが絶対にわかってしまう。ようやくでこぼこが出てくるかなと思っんですけど、資料4-6の1.の徒歩生活圏イメージ。これはあちこちで言うので嫌われそうで心配なんですけれども、ここにある絵は、都市が平板で、中心から距離で時間が類推できるという都市なんですけれども、日本の都市のかなりは、中心からの距離では徒歩で行くと時間が推定できません。

例えば横浜、横須賀。何度も言いますけれども、ああいうところは物すごいでこぼこ都市でありまして、距離と時間と関係ないんですね。ぜひこの機会に、こういう絵をかくときに丘陵部も入れていただく。丘陵にある都市というのも絵にさせていただく。これはGISソフトを使うと簡単にできますので、いつもいつも都市というのは平らなところでできているのではない。安全、防災、福祉などということを考えてときに、日本の首都圏の中心部、多摩・三浦丘陵とかいうのに乗っかっている都市は全部丘陵都市ですので、丘陵都市のイメージが出るような絵を、ぜひ広報のときに、全部真っ平らじゃなくて、端の方でもいいですから、でこぼこの上にある都市というのもかいていただくと、同心円的なモデルで都市を全部語るというのが崩れてくるかなと思っます。

都市における生態系ネットワークの復元・創出とか、安全・安心のことは本当によく書き込んでいただいて、とても喜んでます。

具体的なことで気になることが幾つかあるんですけども、一つは、31ページから32ページにかけて、「良好な景観の形成と豊かな緑の創出に向けた制度の構築」ということで緑の話が出てくるんですが、32ページのその項の最終パラグラフ。「また、『都市美空間』を構成する」といよいよ出てくるわけですけど、「大きな要素である緑」と出ていて、川ばかりやっている私たちとしては、「水系」が出てこない、えっと思っんですね。やっぱり「緑や水系」とか。

その後突然「民有地の緑化と河川」と、ここで「河川」が出てくるんですが、これは場合によったら河川、道路等の緑化ではなくて、民有地の緑化と河川、道路等の、言葉とし

ては僕は嫌いじゃないので、「多自然化」とか、そんなものも捨てないで拾っていただいて、「緑化」と言うと、緑をくっつけるという非常に制約されたイメージが出てしまいますので、ぜひ局面局面に……。

ごめんなさい、具体的に言います。そのパラグラフの、「緑や水系の保全と創出」、その後ろの「貴重な緑地や水系を保全・回復し」とか。しつこいようですけれども、「緑」と出たら「水系」と必ずつなげていただく。一番後ろから一つ目の文章は、「都市の緑と水系、オープンスペース確保の取組み」というふうに、ぜひ水と仲よくしていただいて、「緑と水系」としつこく入れていただきたい。

それから、33ページですが、ここが私とても気に入っているところで、「安全・安心な都市の構築」というところで、やっぱりこれが真っ平らなイメージしかないんですね。都市は真っ平らだというイメージしか。特定都市河川浸水被害対策法というのは、丘陵地とかそういうので急激に水が出てきてしまうようなところをそもそも配慮してつくった法律のほずでもありますので、可能であればどこかに、「丘陵域、山地等に立地する都市の安全・安心に関しては特別の配慮」。「特別」と書かなくてもそれなりの……。やっぱり「特別の」というのかな、配慮が必要ということがわかる書き込みをぜひしていただきたい。都市が平らでないということをこういうビジョンの中に書き込む最初のとてもいいチャンスかなと思います。

LRTについて一言言いますと、僕はLRTというのは、横浜でいろいろな活動もやりますので、既存の鉄道の改廃、路線の改廃に絡んで短区間で出てくるものなのだろうという勝手な認識をしまして、例えば既存のそういうものとの関連で、改廃に絡んで、LRTというのはチンチン電車というふうに考えれば十分に可能性があって、いろいろおもしろい展開があるだろうと思うので、そういう文脈があれば「特に」というのがついていていいような気がいたします。

以上です。

G委員 「競争」のところなんですけれども、今までのこの会議での議論から言うと「競争」というのは二つあると思うんです。都市がお互いに競争状態にあるという、「国際間競争」みたいな、そういう状態について言っている場合と、もう一つは、今までの都市にはいろいろ問題がある。だから競い合って改善していこうという強い決意を示そう。そういう議論もあったと思うんです。だからその辺をはっきりさせていけばいいんだと思うんですけれども、ちょっと気になるのは、1ページ目の下から5、6行目に、「それぞれの都市が自ら知恵と個性をもって都市間競争に参加し、光り輝いていくことが求められている」という場合は、競争状態にあるという認識なんだから、例えばですけれども、「自らの知恵と工夫によって個性化を競い合い」とか、「競争に参加」するでなくて、そういうことなのかと。

例えば14ページの「国際競争力の高い世界都市」なんていうことは、現実に競争状態にあって東京が衰退しつつあるんじゃないかという危機意識はみんな持っているわけですから、ここで「競争」を否定されてしまうと全体が崩れてしまうので、これはやっぱり競争状態にあるという認識から出発しなければいけないんだと思うんですが、1ページの競争参加というのはちょっと……。せっかくその後「光り輝いていく」とか文学的なことを言っているんだから、ここは変えた方がいいかなという気がします。

もう一つ、全然別のことで、同じ1ページの下から2、3行目に「熟成社会」というのがあるんですけど、これは言葉としては、悩ましいところなんです、「成熟社会」でもいいのかなという気がするんです。議論して「熟成社会」の方がいいとしたのかもしれないんですけども、「成熟社会」と言えば、概念としては、30年前にデニス・ガボールがザ・マチュア・ソサエティと言って以来、大体こんなものだ。生活の質を追求するんだ。人口が減っても、あるいは頭打ちになっても、経済成長は余りできなくても、生活の質を追求していくんだということで、それについてのいろいろな議論はあるし、人によってとらえ方は違うんですが、でも、おおむねそういう意味だというのがあるので、「成熟社会」で行ってしまっていていいんじゃないかなと。もし「熟成社会」をどうしても使いたいのだったら、そういう議論をして、こういう意味だということを言わないと、1ページ目ですから、しかもこの後で、だから我が国の都市政策の基本は次の2点だということに行くところだから、そうじゃないところだったら別にいいんですけども、ここは、検討なさったんだと思うんですが、ちょっと考えた方がいいかなと思います。

事務局 今の「熟成社会」の件ですが、「成熟社会」なのか「熟成社会」なのか、しっかりとした用語上の検討はしておりませんが、「成熟社会」と言うと、20年ぐらい前からいろいろなところで言われておりますので、相当古くなったかなと（笑声）。「成熟社会」と言ってしまうと、ずっと成熟したままという感じがありますので、「熟成」の方が、ing といえますか、まだまだ変化の余地があるのではないかという意味で書いただけで、それ以上の意味はございません。

H臨時委員 前回お休みさせていただいて今さら言うのも申しわけないようにも思うんですけども、余り意見が出ていない項目なので、あえて加えさせていただきたいと思えます。

アクションプランの中の国際競争力の向上という項目で、具体的に言いますと、資料4-2の27ページのところなんですけれども、ほかのところと比べてかなりあいまいだった、いろいろな次元の話がまじっているような印象を受けました。

例えば、「大都市圏における都市環境インフラの再生（中略）、ゲノム科学やライフサイエンス等の国際的拠点の形成」というのは、都市環境インフラって、すごく抽象概念が高いですね。そして、ライフサイエンスというのは、その具体例というわけではなく唐突に出てくるとか、いう箇所です。次のところもそうで、跡地の未利用地が生じている臨海地には先端産業を持ってくるとか、何を建てるかというアクションを起こすことと解決しなければいけないところのレベルが合っていないのがいっぱい並んでいるので、何とかならないかなと思いました。

もう一つは、そもそも国際競争力って、何ををもって国際競争力かということがあまり議論はできないと思うんですけども、観光都市を目指すのか、学術都市を目指すのか。そういうのがない中で、国際的に魅力あるビジネス環境を創出すると書いてあるんですけど、全く意味がないんじゃないかなと。どんなビジネス環境かということがわからないで書いてあってもしょうがないかなというのがあります。

それに加えて「人材育成機能の強化と人的交流機会の拡大」と書いてありますが、これも余り意味がないように。どんな人が来たらいいとかいうのもなく、ただ物をつくるだけだと余り説得性がないなと思いました。

それよりむしろ、先ほども話に出ましたけれども、国際競争力がないと、外国の人にインタビューなされた資料なんかで出しておられるように、伝統的な日本の文化であるとか、外国の人たちはかなり評価してるんですね。浅草へ行ったり、いろいろなところへ行ったり、おもしろいと。相撲を見たりしておもしろいんだけど、何を不満に思っているかというところ、アクセスが悪いとか、公共運賃が高いとか、どちらかというところ民間のセクターのところは外国人は高く評価していて、公共のセクターのところは評価していないわけですよ。それなのに「国際競争力の向上」と書いてあるところで、また次の新しいことをやりますと言って、実は一番不満に思っている公共セクターのところをどうするかが書いてないというのは、「国際化」が一番初めに来ていた諮問の答申の内容にしては少し物足りないかなという感じがしました。

それよりは例えばもう少し具体的に、アクセスが遠ければ新しい空港をつくるかという前に、アクセスする交通機関の本数をふやすということでもいいでしょうし、英語という言葉もありましたけれど、今から日本人みんな英語を習いましょうというレベルの話でなくて、公共交通機関の英語表示だけでも徹底するとか、マップをやるとか、そのぐらいの具体的なことでもう少しここに書いてもいいようなことがあったんじゃないかなという印象があります。

部会長 ビジョンですから基本的なことを書くんだし、具体的に書くといいにしても、それぞれのまちでどういうことをするかということを考えるべきだと思うんですね。国が基準をつくって、このとおりやれというのは好ましくないというのが今の風潮だろうと思うんですけれどね。

それから、よそから来た人の評価は大いに参考にすればいいんだけど、昔から言われているのは、観光地で、あるいは歴史的に古い建造物がある。そこに現に住んでいる人がいる場合に、これを一切さわるなというのがね。何年に一回しか来ない人のためには元どおりにあるのがうれしいんでしょうけれど、毎日そこで暮らす人にとってはどうなんだという問題が、常に私なんかは、昔から悩みと申しますか、迷いがあるところなんです。

したがって、何もかにも変えてしまう、それもよく変えるならいいですけど、よく考えないで変えてしまうというのは決していいと思っているわけではありませんが、そのところは一人一人の考え方があることだし、基本的な考え方を示して、それぞれの都市の人たちが努力して、自分の都市はどういう都市にするかということを考えてもらえる指針が示せばいいのではないかと私は思っていたんですけれどね。

H臨時委員 全く御意見は同じなんですけれども、その割には出てきている具体的な案が、ここに書かれているのも具体的……。

部会長 まあ、これは一つの例示だと思ってもらえばいいのだろうと思うんですけれどね。

H臨時委員 例示をするのであれば、もう少し一般性が高いことがいいかと思いました。

部会長 押しつけがましいようなところがあれば手を入れなければいけないかと思いませんけれど、御意見はわかりました。

H臨時委員 はい。

I臨時委員 もう御意見が出尽くしていると思いますし、私は、今回の答申は、さまざま御意見があったものを大変わかりやすくまとめていただき、かつ、いろいろな意味で

意義のある内容をきちっと表現されたというふうに思っております。これをまとめていただいた事務局には大変感謝したいと思っております。

一つだけ申し上げたいのは、これは内容を変えるというよりは、むしろ最後の10のアクションの順番を変えるという提案です。読んでみると少しジグザグするものですから、こんなふうな順番が考えられるかなと思ったことを申し上げて、御検討は事務局、委員長に御一任したいと思います。一つは、10のアクションの、都市再生ということに一番直接的に絡んでいる項目が「徒歩生活圏形成による全国都市再生」、の「大都市圏の国際競争力の向上」、の「まちの中心を再生させる民間投資の拡大」の三つかなというふうに私は読みました。の徒歩生活圏は「5つの基本的方向」の と対応してというふうに事務局ではおっしゃったんですが、内容をよく読んでみると、ネットワークを、徒歩というところにねらいを置いて、全国の中小都市を含めて都市再生に貢献するという期待が非常に強いのではないかと読みました。これは私の感想です。

もう一つの固まりが、環境との共生、持続可能性、そういう視点との関連で、の「循環型都市構造の構築」との「景観形成と緑の創出に向けた制度の構築」と、それとの関連もあっての「都市観光の振興」、この三つがくりやすい項目になっているような気がします。

もう一つが、第1の再生や第2の環境、景観を支える社会的な基盤をつくっていくという意味で、の戦略的な都市交通政策、の安全・安心な都市、の住民主体の地域運営があると思います。

その三つの固まりをどういう順番で並べるかは考え方があると思いますので、これはお任せいたします。例えば一つの説明として、環境なり景観なり、そういった固まりを最初に出して、都市再生の固まりを出して、最後に社会的基盤という三つを並べるとか、あるいは再生を先に出して環境を次に出すとか、そういった並べ方をすると、「10のアクションプラン」というのが、上との関係も整理しつつ、ストーリー的にはわかりやすくなるかなと思いましたが、それを御検討いただければ大変ありがたいというのが私の意見です。

部会長 ありがとうございます。

時間も過ぎましたので、普通ならここで、あとは部会長に御一任くださいとお願いするところなのですが、各小委員会の委員長さんとも相談させていただきまして、事務局に、皆さんのきょうの御意見を踏まえたものでまとめさせていただきたいと思っております。

何といたしても、時機を失っては意味がございませんので、ぜひ年内に取りまとめて、その実現に向かって都市・地域整備局長なり国土交通省全体に御努力願いたいと思っておりますので、御了解をひとつお願いいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 本日は、長時間ありがとうございました。

これをもちまして本日の議事を終了させていただきます。

挨拶

部会長 最後に、都市・地域整備局長は国会の用事で出かけられましたので、増田審議官から御挨拶があるということでございますので、お願いいたします。

増田審議官 それでは、最後になりましたが、お礼の御挨拶をさせていただきたいと思  
います。

本日は、21世紀型都市再生ビジョンにつきまして、熱心な御討議を賜り、報告をおまと  
めいただきまして、ありがとうございました。内容的には、部会長、委員長に、よろしく  
御指導を賜れればと思っております。

振り返りますと、平成13年7月にこの諮問をいただいたわけございまして、2年数カ  
月にわたりまして、都市交通・市街地整備小委員会、公園緑地小委員会、下水道・流域管  
理小委員会、そして本日御報告いただきました次世代まちづくり小委員会の四つの小委員  
会を設置いたしまして、27回に及ぶ議論、さらには分科会、部会での12回の御論議をいた  
だいたところございまして、その間、本当に貴重な御意見を賜りました。ありがとうご  
ざいました。

この間に、都市再生を大変大きな国政上のテーマとしても取り上げていただきまして、  
先ほどもありましたけれども、都市再生本部を設置し、内閣を挙げた取り組みをしていた  
だいているわけでございます。

この間、第1ステップといたしまして基幹的な総合交通のネットワークの整備の問題、  
第2ステップといたしまして、特に大都市を中心にいたしました民間の都市開発を推進す  
る、特に都市再生特別措置法という法律も制定いただきました。さらには、全国都市再生  
ということで、現在、「稚内から石垣まで」というキャッチフレーズのもと、衰退の危機  
に瀕しております地方都市の再生ということで、これもせんだっての都市再生本部からの  
報告によりまして、新しい支援措置をつくるようにという御指摘もいただいているところ  
でございます。

そういったものを踏まえまして、本日、御報告としてまとめていただいているわけであ  
りますけれども、先ほど部会長からもございましたように、大変恐縮なお願いとして、年  
内ということで御無理を申し上げたところでございます。その本心は、この中でかなり熟  
度を増している政策が多々含まれておりまして、近々、年末には予算が決まります。その  
予算に向けまして、概算要求の段階で、例えばまちづくり交付金でありますとか、さま  
ざまな地方都市の再生のための予算も要求しております。そういったところもきちっとお  
まとめいただきたい。あるいはまた、年が明けますと通常国会が始まりまして、景観や緑  
に関する法制でありますとか、地方都市の再生のための法制等々、次期通常国会に向け  
ての法案をお出しさせていただこうということがございまして、大変御無理をお願いいた  
しましたけれども、こういった形で年内ということをお願いさせていただいたわけござい  
まして、御了解を賜りたいと思います。

今回の部会をもちまして、平成13年の諮問に対します部会の議論は最後ということにな  
るわけございまして、先生方には、この間大変御指導いただきまして、本当にありがと  
うございました。この問題は、きょうも御議論がありましたように、さまざまな議論があ  
るところでございますので、引き続きの御指導をお願い申し上げまして、簡単でございま  
すが、お礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

部会長 本日は、本当に長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうござ  
いました。

これもちまして本日の会議を終了させていただきます。  
ありがとうございました。

閉 会